

一般社団法人 北海道子ども会育成連合会 会費規定

平成25年	6月23日	制定
平成27年	6月28日	一部改訂
平成27年	10月2日	一部追加
平成29年	6月4日	一部追加
令和2年	4月1日	一部改訂
令和3年	4月1日	一部改訂
令和6年	3月9日	一部追加

第1条 一般社団法人北海道子ども会育成連合会定款第5条に定める会員の本会会費の額は、この規定の定めるところによる。

2項 会費の運用期間は4月1日より3月31日までとする。

第2条

1項 本会の正会員会費は次により納入しなければならない。

- 1) 別表基準による一般年会費
- 2) 構成員会費 年額1人 10円

別表

区分		基礎人口	会費額
A	町村	10,000人未満	16,000円
B	町村	10,000人以上	21,000円
C	市	50,000人未満	35,000円
D	市	100,000人未満	45,000円
E	市	100,000人以上	55,000円

2項 財政再生団体の市町村子連から申告があり承認を得た団体は、総会により会費とその期間を決定するものとする。

3項 正会員で別表の区分に該当しない団体は、総会により会費を決定するものとする。

4項 当該事項以外の場合、理事会で決定する。

第3条 本会の賛助会員会費は次により納入するものとする。

- 1) 当会の目的に賛同し、本会運営費の一助として援助する事を理解している個人又は法人。
- 2) 賛助会費 一口 10,000円とし、一口以上とする。

第4条 本会の会費は4月1日に在籍している会員に対し当年度分の請求をするものとし、事業年度途中での退会については定款第8条によりいつでも退会できる。

2項 退会の場合、道子連事務局に3月31日までに退会届を必着とする。年度途中の会費についてはこれを返戻しないものとする。

令和 6 年度会費ランク表

市町村名		ランク	市町村名		ランク	市町村名		ランク
石狩地区		6	空知地区		19	留萌地区		7
1 2 3 4 5 6	江別 千歳 恵庭 石狩 当別 新篠	E D D D B A	17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35	岩見 滝川 美深 深川 赤井 砂三 歌南 奈上 長栗 月新 秩雨 北	D C A C C C C C C C A A A B B A A A A A	54 55 56 57 58 59 60	留萌 小前 苦平 羽幌 初山 遠別 天塩	C A A A A A A
渡島地区		4				宗谷地区		7
7 8 9 10	北斗 七飯 八雲 松前	C B B A				61 62 63 64 65 66 67	稚内 枝幸 豊富 猿礼 幌文 利尻 延富 士	C A A A A A A
桧山地区		1	上川地区		18	オホーツク地区		10
11	今金町	A	36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53	旭川 名寄 富士 東良 当別 比麻 愛布 上別 美川 上瑛 中良 占冠 和寒 剣淵 下深 美川	E C C C A A A A A A A A A A A A A A	68 69 70 71 72 73 74 75 76 77	網走 紋大 斜清 小訓 置置 遠遠 湧	C C B A A A A B A
後志地区		5						
12 13 14 15 16	蘭越 俱知 岩内 余市 留寿	A B B B A						

市町村名		ランク	市町村名		ランク	市町村名		ランク
胆振地区		10	十勝地区		12	釧路地区		7
78 79 80 81 82 83 84 85 86 87	室蘭市 小牧市 登別市 豊浦町 洞爺湖町 壮瞥町 白老町 安厚町 むかわ	D E C A A A B A A A	95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106	帯広市 上士幌町 鹿追町 新清水町 芽室町 中札内町 幕別町 池田町 豊本町 足寄町	E A A A A B A B A A A A	107 108 109 110 111 112 113	釧路町 厚岸町 浜中町 標白町 鶴居町 弟屈町	B A A A A A A
日高地区		7				根室地区		5
88 89 90 91 92 93 94	日高町 平取町 新ひだか町 新浦河町 様似町 えりも	B A A B B A A				114 115 116 117 118	根室市 別海町 中津白 標津町 羅白町	C B B A A
						14地区合計		118
						119	遊び屋本舗	A
						合計		119

一般会費基準

区分		基礎人口	会費		備考
			令和6年度		市町村数
A	町村	10,000人未満	16,000円		73
B	町村	10,000人以上	21,000円		19
C	市	50,000人未満	35,000円		18
D	市	100,000人未満	45,000円		5
E	市	100,000人以上	55,000円		4
合計					119